

# 令和5年度松本市立小・中学校等外国語指導助手派遣業務

## プロポーザル実施要領

### 1 目的

松本市立小・中学校等における外国語活動及び外国語（英語。以下同じ。）の指導について、外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣業務に関するプロポーザルを実施する。

小学校1～4学年は外国音声に慣れ親しませながら、言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養い、小学校高学年では身近なことについて基本的な表現によって「聞く」「話す」に加え、積極的に「読む」「書く」の態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うことを目的とする。

中学校では文法訳読に偏ることなく、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を主に、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うことを目的とする。

本要領は、業務概要及びプロポーザルの手続きについて必要事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

松本市立小・中学校等外国語指導助手派遣業務

#### (2) 業務内容

ア ALTの配置による英語及び外国語活動の授業に関する指導業務及び授業の企画提案

イ 英語又は外国語活動の授業において使用する教材の開発及び提供

ウ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案

エ 国際理解及び外国語に対する興味関心及び授業への意欲の喚起

オ 学校行事及び特別活動等の教育活動における生徒との交流及び英語指導（総合的な学習の時間を含む。）

カ 中学校における英語のテストの実施及び採点

キ 中学校における英語スピーチコンテストにおける助言指導

ク 発注者の教職員に対する英語研修及び研究会、会議等への協力

ケ 発注者の教職員に対する効果的な授業実践に関する支援及び情報提供

コ ALTの配置スケジュールの作成

サ 配置学校における定期的な授業参観及びそれに対するALTへの指導

- シ 配置学校への定期的なヒアリングやアンケートの実施及び発注者への結果報告
- ス 国際交流事業における指導及び指導補助
- セ 前各号に付随又は関連する業務
- ソ 前各号に掲げるものの他、発注者と受注者が協議し、合意した業務

(2) 業務場所

- ア 松本市教育委員会、松本市立小学校28校・中学校20校（鉢盛中学校を含む。）及び教育支援センター4箇所（小・中学校のうち各3校は小中併設校）
- イ その他発注者から指示があった場合、発注者が指定する場所

(3) 業務期間

- ア 準備期間  
契約締結日から令和6年3月31日
- イ 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間（3カ年）

3 契約限度額（提案上限額）

3カ年合計 228,700千円

※ 消費税（税率10%）を含む。提案する見積額は、上記の額を超えないこと。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）の資格要件等は次のとおりとする。

(1) 参加資格

- ア 松本市の入札参加資格を有していること。
- イ 公告の日を起算日として前2年の間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と外国語指導に関する業務契約を締結した実績があること。ただし、事業譲渡等を理由に新設された会社においては、類似の業務実績があり、それを証明できる書類を提出すれば、外国語指導に関する業務契約を締結した実績があるものとみなす。
- ウ 労働者派遣法に基づく派遣事業許可を受けていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- オ 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- カ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- キ 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

ク 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

(2) 失格

ア 参加資格に定めた要件が備わっていないとき

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

5 実施要領の内容に関する質問書の提出及び回答

(1) 提出方法

質問書は、電子メールにて電子データ（PDF形式）を添付し提出すること。メール送信後に送信した旨の電話連絡を担当課宛にすること。

(2) 提出先

松本市教育委員会 学校教育課 担当：小笠原、小松

〒390-0874 長野県松本市大手3-8-13 大手事務所4階

電話 0263-33-9846（直通）

電子メールアドレス g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

(3) 提出期限

令和5年11月6日(月)正午まで

(4) 提出書類

質問書（様式第1号）

(5) 質問に対する回答

令和5年11月8日(水)までに電子メールにより送信し、併せて市公式ホームページに回答内容を公表する。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

参加表明書の提出は、電子メール、郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法により行うこと。）又は持参で行う。なお、電子メールの場合は電子データ（PDF形式）を添付し、送信後に送信した旨の電話連絡を担当課宛にすること。

(2) 提出先

5(2)に同じ

(3) 提出期限

令和5年11月13日(月)17時まで

(4) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

業務実績書（様式第3号）

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和5年11月15日（水）までに、参加表明書記載の電子メールアドレスに送信する。

## 7 提案書の作成要領

参加者は次の(1)ア～ウに掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

### (1) 提出書類

ア 提案書（表紙）（様式第4号）

イ 提案書（様式任意）

別紙3「提案書記載項目」のとおり。提案書の枚数の上限は定めないが、簡潔にまとめること。長辺2点留め。

ウ 見積書（様式任意）

各年度（3カ年）の経費を記載すること。

### (2) 作成に係る留意事項

ア 用紙サイズは、JIS規格A4判とする。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。

### (3) 提案書等の提出

ア 提案書等の提出は、持参又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法により期限までに必着のこと）とする。

イ 提出部数

正1部、副10部

ウ 提出先

5(2)に同じ

エ 提出期限

令和5年11月21日(火)17時まで

## 8 審査方法

提出された提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、庁内関係職員及び学校関係職員により組織する選定委員会で審査を行う。

なお、審査は5者程度を上限に行う。ただし、参加者が5者を大きく超えた場合は、参加者の業務実績及び提案書記載内容等を勘案しながらヒアリング審査の対象者を選定する予備審査（書類選考）を行うこととする。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格審査結果を通知する際に指定する発表順位及びプレゼンテーション開始時間により、順次プレゼンテーションを行い、その後審査員から質問をする。

### (1) 実施日時

令和5年11月29日(水) 予定

### (2) 実施場所

松本市役所庁舎内又は大手事務所内の会議室

※詳細は、改めて電子メールで通知する。

(3) 出席人数

1者3名以内

(4) 参加者の持ち時間

入退室に要する時間を含めて40分以内とし、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング20分程度とする。なお、指定の時間に遅れた場合は、審査対象から除外する。

プレゼンテーションでは提案書の全ての内容ではなく、特にアピールしたい点等を簡潔かつ明瞭に発表すること。

## 10 評価項目

(1) 会社概要・理念及び業務実績

本業務に関する提案者の基本的な考え方や取組み方針が具体的に示されているか。また、過去の類似業務における実績と成果は十分か。

(2) A L Tの資質及び研修

A L Tの採用基準や資質等の考え。A L Tの研修内容は十分か。

(3) A L Tの配置

A L Tの派遣人数は必要十分で、適切かつ効率的な配置かどうか。欠員が生じた場合の補充体制が整っているか。

(4) 授業の展開方法

担当教諭と連携して、子どもの状況や発達段階、学年に合わせた効果的な授業展開ができるか。

(5) I C Tを活用した取組み

小学校及び中学校におけるI C Tを活用した効果的な授業の展開が実施できるか。

(6) A L Tの効果的な活用

学校における英語及び外国語活動の授業以外での効果的なA L Tの活用方法をどう考えているか。学校以外（教育支援センター（※）等）でのA L Tの活用について。

(7) A L Tの管理体制、危機管理

学校からの要望、苦情への対応方法は適切か。また、A L Tの勤務の管理方法は十分か。

(8) 価格

A L T配置に係る見積価格は妥当か。

## 11 審査方法

(1) 技術評価点と価格評価点とに分け、合計点数で契約候補者を選定する。

(2) 技術評価点は、選考委員ごとに参加者の得点を計算し、全選考委員の合計得点を参加者の得点とする。各審査項目における評価基準は、別紙「審査項目」のとおり。

(3) 技術評価総得点の70%（504点）を失格基準とし、これに満たない参加者は失格とする。

(4) 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。なお、同得点者が生じた場合は、投票を行い決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和5年12月11日(月)までに電子メールにより送信する。併せて、松本市公式ホームページで審査結果を公表する。

## 12 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。この場合において、評価により付けられた順位を繰り上げる。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 選定委員又は関係者に本提案に対する助言を求めた場合

オ 「3」の契約限度額を超えた場合

カ その他教育長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

## 13 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

## 14 その他留意事項

(1) 提出された書類等は返却しない。

(2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。

(3) 参加者による提案書は、原則非公開とする。また、審査結果に関して各参加者の得点数等の詳細は原則非公開とする。

(4) 参加者及び契約者名は、契約締結後に公開を予定している。

(5) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。

(6) プロポーザルの結果、全参加者が失格となった場合は、指名した業者を対象に再提案を求める。

(7) 契約者以外の提案に優れたものがあつた場合は、当該参加者の了解を得ることを前提に、採用案に取り入れることができるものとする。

(8) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとす

15 スケジュール（予定）

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 公告日           | 令和5年10月25日(水)  |
| (2) 質問書提出締切       | 11月6日(月)正午まで   |
| (3) 質問書への回答       | 11月8日(水)       |
| (4) 参加表明書提出期限     | 11月13日(月)17時まで |
| (5) 参加表明者への審査結果通知 | 11月15日(水)      |
| (6) 提案書提出期限       | 11月21日(火)17時まで |
| (7) ヒアリング審査       | 11月29日(水)      |
| (8) 選定結果通知        | 12月11日(月)      |
| (9) 契約締結          | 12月下旬以降        |

16 担当部署

松本市教育委員会 学校教育課 学務担当 小笠原、小松  
〒390-0874 長野県松本市大手3-8-13 大手事務所4階  
電話 0263-33-9846（直通）  
電子メールアドレス g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp